

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 9 月 16 日

岩手県知事 達増拓也

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 令和 9 年県の施策に関する県民意識調査業務委託
- (2) 仕 様 等 仕様書による。
- (3) 完了期限 令和 9 年 3 月 30 日（火）
- (4) 成果品納入場所 岩手県ふるさと振興部調査統計課（調査分析担当）
- (5) 入札方法 (1)の業務名で総価により入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時
令和 8 年 10 月 13 日（火）午後 1 時 30 分
- (2) 場所
岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号
岩手県庁 11 階（会議室 B）

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた後、入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた後、入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 5 に定める書類の提出の日から落札決定の日までの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (4) 前項の期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。

- (5) 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第4条に掲げる税目、法人税、申告所得税及び復興特別所得税及び消費税に滞納がないこと。
- (6) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時各種業務の委託契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 過去5年の間に国（公社及び独立行政法人を含む。）、岩手県又は他の地方公共団体の行う郵送法による5,000人規模のアンケート調査と同等の業務を受託した実績のある者であること。
- (8) 入札日現在で、岩手県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

4 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額を岩手県会計管理者に納付しなければならない。ただし、入札参加希望者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む。）終了後請求書の提出を受け、当該入札参加者又はその代理人に還付する。ただし、落札者については、契約締結後において還付する。
- (3) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは岩手県に帰属する。

5 入札参加手続等

- (1) 入札参加希望者は、この公告に示した競争入札参加資格を有することを証明する書類として、入札説明書に示す書類を令和8年10月2日（金）午後5時までに10に示す照会先に提出すること。
なお、入札参加希望者は提出した書類について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) 申請書及び関係書類は岩手県ふるさと振興部調査統計課において審査するものとし、入札参加資格を有すると認めた者に限り、入札に参加できるものとする。

6 質問書の受付及び回答方法

質問がある場合は、書面（様式任意、ファックスによる提出可）により令和8年9月25日（金）午後5時までに10に示す照会先に提出すること。また、回答は、質問者に対し令和8年9月29日（火）までにファックスにより送信するとともに岩手県のホームページにおいて閲覧に供する。

（岩手県のホームページ（<https://www.pref.iwate.jp/>）>県政情報>入札・コンペ・公募情報>その他入札情報）

7 入札説明書の配付

入札説明書は、10で示す照会先及び岩手県のホームページで配付する。

8 入札の方法

- (1) 入札書は、2の日時及び場所に持参して提出すること。
- (2) 郵送やファックス等による入札書の提出は認めない。
- (3) 入札に関する詳細は、一般競争入札説明書によること。

9 その他

- (1) 入札参加申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、入札参加制限等の措置を行うことがある。
- (2) 入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合又は経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。
- (3) 入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本業務の入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他入札の詳細については一般競争入札説明書に示すとおりとする。

10 照会先

岩手県ふるさと振興部調査統計課（調査分析担当）

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 TEL 019-629-5300

FAX 019-629-5309